二　商工組合中央金庫又は連結子法人等が基準日から三十日を経過する日までの間に、中央銀行等又は金融機関等以外の者との間の契約に基づき当該者に対して貸し付ける義務を負う金銭の額（前各節に定めるものを除く。）の合計額から、当該者からの第六十四条第二項に規定する貸付金等回収額の合計額に五十パーセントを乗じて得た額を減じた額（当該額が零を下回る場合にあっては、零とする。）

（その他契約に基づく資金流入額）

第七十三条　［略］

2　［略］

3　前項の規定にかかわらず、商工組合中央金庫又は連結子法人等は、次に掲げるものをその他契約に基づく主要な資金流入項目に含めないものとする。

一　［略］

二　コルレス銀行業務を提供する取引相手方に対する預け金（業務に必要となる金額を超えて預け入れており、流動性ストレス時において引き出される蓋然性が極めて高いと商工組合中央金庫又は連結子法人等が推定可能な部分の額を除く。）

三　［略］

附　則

（適用時期）

第一条　この告示は、平成三十一年三月三十一日（次条において「適用日」という。）から適用する。

（経過措置）

第二条　商工組合中央金庫は、流動性に係る健全性を判断するための基準となる比率を算出しようとするときは、平成三十年三月三十一日から適用日の前日までの間においても、この告示による改正後の株式会社商工組合中央金庫法第二十三条第一項の規定に基づき、商工組合中央金庫がその経営の健全性を判断するための基準として定める流動性に係る健全性を判断するための基準の規定の例によることができる。

備考　表中の「［略］」の記載及び対象規定の二重傍線を付した標記部分を除く全体に付した傍線は注記である。

改正後	改正前
二　商工組合中央金庫又は連結子法人等が基準日から三十日を経過する日までの間に、金融機関等以外の者との間の契約に基づき当該者に対して貸し付ける義務を負う金銭の額（前各節に定めるものを除く。）の合計額から、当該者からの第六十四条第二項に規定する貸付金等回収額の合計額に五十パーセントを乗じて得た額を減じた額（当該額が零を下回る場合にあっては、零とする。） （その他契約に基づく資金流入額） **第七十三条**　［同上］ 2　［同上］ 3　［同上］	一　［同上］ ［号を加える。］ 二　［同上］

○金融庁・農林水産省告示第一号

農林中央金庫法（平成十三年法律第九十三号）第五十六条の規定に基づき、農林中央金庫法第五十六条の規定に基づき、農林中央金庫がその経営の健全性を判断するための基準として定める流動性に係る健全性を判断するための基準（平成二十六年金融庁・農林水産省告示第十六号）の一部を次のように改正する。

平成三十年三月七日

金融庁長官　森　信親

農林水産大臣　齋藤　健

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、その標記部分が同一のものは当該対象規定を改正後欄に掲げるもののように改め、その標記部分が異なるものは改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後	改正前
第一条　この告示において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。 ［一～六十五　略］ 六十六　カバード・ショート・ポジション　農林中央金庫又は連結子法人等が有価証券に係るショート・ポジションを充足するために当該有価証券をレポ形式の取引等又は無担保の借入れによって調達している場合（当該レポ形式の取引等又は当該無担保の借入れで取得した有価証券について、基準日から弁済期までの期間が三十日を超えるレポ形式の取引等の差入資産として提供している場合を含む。）における、当該ショート・ポジションを形成する取引及び当該レポ形式の取引等又は当該無担保の借入れを総称したものをいう。 ［六十七～七十六　略］ （レベル2B資産） **第十一条**　次の各号に掲げる資産（レベル1資産及びレベル2A資産を除く。以下「レベル2B資産」という。）が第十四条の規定により適格レベル2B資産として取り扱われる場合の適格資産算入可能率は、当該各号に定める値とする。 一　［略］	**第一条**　［同上］ ［一～六十五　同上］ 六十六　カバード・ショート・ポジション　農林中央金庫又は連結子法人等が有価証券に係るショート・ポジションを充足するために当該有価証券をレポ形式の取引等又は無担保の借入れによって調達している場合における当該ショート・ポジションを形成する取引及び当該レポ形式の取引等又は当該無担保の借入れを総称したものをいう。 ［六十七～七十六　同上］ （レベル2B資産） **第十一条**　［同上］ 一　［同上］